

---

◎議案第59号～議案第65号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋清武君） 日程第7、議案第59号 公の施設の指定管理者の指定について（伊豆の長八美術館）、日程第8 議案第60号 公の施設の指定管理者の指定について（松崎町営民芸館）、日程第9 議案第61号 公の施設の指定管理者の指定について（松崎町営明治商家中瀬邸）、日程第10 議案第62号 公の施設の指定管理者の指定について（松崎町営道の駅花の三聖苑伊豆松崎）、日程第11 議案第63号 公の施設の指定管理者の指定について（松崎町農村環境改善センター）、日程第12、議案第64号 公の施設の指定管理者の指定について（重要文化財岩科学校）、日程第13 議案第65号 公の施設の指定管理者の指定について（松崎町総合福祉センター）の7件を一括議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（長嶋精一君） 議案第59号 公の施設の指定管理者の指定について（伊豆の長八美術館）、議案第60号 公の施設の指定管理者の指定について（松崎町営民芸館）、議案第61号 公の施設の指定管理者の指定について（松崎町営明治商家中瀬邸）、議案第62号 公の施設の指定管理者の指定について（松崎町営道の駅花の三聖苑伊豆松崎）、議案第63号 公の施設の指定管理者の指定について（松崎町農村環境改善センター）、議案第64号 公の施設の指定管理者の指定について（重要文化財岩科学校）、議案第65号 公の施設の指定管理者の指定について（松崎町総合福祉センター）。

詳細は担当より説明申し上げます。

（企画観光課長 高橋良延君 提案理由説明）

（健康福祉課長 新田徳彦君 提案理由説明）

○議長（土屋清武君） 以上で提案理由の説明を終わります。

午後1時まで休憩いたします。

（午前11時47分）

---

○議長（土屋清武君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時00分）

---

○議長（土屋清武君） 議案第59号から議案第65号までは提案理由の説明が終わっております

ので、これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○1番（深澤 守君） これから5年間各町営施設の・・・。

○議長（土屋清武君） 深澤君、議案何号ということで・・・。

○1番（深澤 守君） 全ての公営施設の統括みたいな形で質問したいんですけども・・・。

5年間の業務委託をする前に、今までやってきたことに対する評価とか、反省点をふまえて・・・、反省したこととか、こういう形でやってきたんだけど、やはりこういう点が問題であったという点がございましたら、お答え願います。

○企画観光課長（高橋良延君） 振興公社の施設の振り返りといいますか、管理運営ということでございましたけれども、まず10年間の利用推移を見ますと、全ての施設で収支がマイナスということでございます。

やはりこういったマイナスの状況ということの中ですが、やはり施設の利用者をまず増やしていく、ここはまず本当に第一だろうという中で、これまでも営業活動、あと特別展をやったり、あるいは体験事業を新しいものを加えながら展開して行ったりとか、そういったことは施設の中で考えながらやってきたところです。新たな企画も含めましてやってきたところです。

そういった事業をやりましてもちょっと不足していたかなというのが、やはり情報発信というんですかね。そういったところがちょっと不足していたのかなというのはちょっと感じているところでございます。

やはりいま当然ツイッター、フェイスブック、インスタグラムといったSNSと言われますけれども、そういったことを活用しながら、効果的な情報発信に努めるというのも一つの誘客の手法でありますので、そういったこともありながら、なおかつまた地道な営業活動ということも両方やりながら、この観光誘客といったものに努めていくというようなこと・・・、それを今後5年間ということがありますけれども、従来の反省も踏まえまして、改善してまいりたいと考えております。

○1番（深澤 守君） 先ほど企画観光課長がSNSという話をしております。

これは、私が何回か聞いている範囲内でも過去何年かに渡ってSNS等の宣伝広告をやっているという話を・・・、これからもやっていくという話をしておりますが、少ない中でも右肩下がりに継続しているという・・・、右肩下がりが継続しているということは、SNS等の

広告はできていないということになると思います。その辺の感覚というか、考えをお伺いいたします。

それと、もう1点なんですが、先ほどの答弁でも町長が松崎の長八美術館等はもう何回も入っていても見るところがないというお話をされていました。

しかし、ぼくが観光ガイドをやっている時に、長八美術館を案内する時に、入りましようと言ったら、もういいと・・・、入ったからいいといった時に、ちゃんと説明を受けていますか、見方を知っていますかと言った時に、通り一遍のものしか受けていないと・・・、ぼくが一緒に入って見てみると面白かったね。また来たいねと言う反応が返ってくるが多々ありました。その辺についてやはり長八美術館等の今までの見せ方ではなく、新たな説明の仕方とか、工夫があれば、長八美術館の入館は伸びると思いますが、その点について、町長、どのようなお考えをお持ちでしょうか。

○企画観光課長（高橋良延君） 2点ほどありました。まず、SNSの関係で、それは不十分じゃないかというようなご意見がまず、1点だったと思います。

当然SNSのやり方というのはいろいろあるわけですが、現在公社の職員の中にもSNSに精通している職員もいますので、そういった職員がツイッターですとかフェイスブック、そういったものを立ち上げて、こまめに情報発信は既に行っているところです。

それから、ちょっとSNSには関連はしませんけれども、やはりインバウンドという中で、外国語表記ですね。そういった外国人対応といったことの中で、昨年ですかね。QRコードを付けて、外国人対応等々のそういった環境整備を合せてしていることをご理解いただきたいと思います。

それから、説明の関係ですね。美術館の説明、当然お客様が来ましたら職員が説明・・・、お客様に対して、伊豆の長八美術館の施設がどういうものか、饅絵がどういうものかというようなことのお客様には随時説明しておりますので、その細かい内容の説明の仕方についてはまた中で、こういった説明を加えたらいいとか、そういったことは中で、また職員の中で話し合ったいと考えております。

○1番（深澤 守君） 公営の施設について、例えば、長八美術館、岩科学学校それから中瀬邸については松崎町の文化財を守る意味もございますので、黒字になればそれに越したことはないんでしょうけれども、多少の松崎町の財政負担をして存続させるということは重要ではないかと思えます。

逆に、道の駅、民芸館については、営利事業でありますので、確実に黒字を出さなければならぬという位置づけになっていると思います。

その辺について区分けと申しますか、考え方を・・・、そういう位置づけについてどのようにお考えでいらっしゃいますか。

○企画観光課長（高橋良延君） 当然この6施設の中には文化施設という位置づけのものもあるわけございまして、そこは文化施設として保存ですとか、そういったものに力を入れていくということは当然でございます。

ただ、文化施設であるからといって・・・、それが赤字でもいいという議論ではないと思いますので、いかに施設に、お客さんに来ていただくかということ、そこをまずやはり第一に考えるということ・・・、一方で文化施設の保存もやっぱり合せて考えていくということであるかと思えます。

道の駅、民芸館はまたちょっと目的は違うんじゃないかということでもありますので、いずれにしても、先ほど言いましたようにどの施設もやはり交流人口を増やしていくという大きな目的があるわけですので、道の駅、民芸館につきましても、いかにお客様に来ていただくか、施設の利用者を増やしていくということを主眼に今回も道の駅パーク構想という整備、活用が出てきているわけですので、いかにお客様に松崎に来ていただくかということ、それを地域の活性化に繋げていくという目的でやってまいりたいと思っています。

○議長（土屋清武君） ほかに質疑はありませんか。

○5番（藤井 要君） 先ほど、文化的価値・・・、いろいろやり方はあると思うんですけども、やっぱりずっと立ち上げてから何も変わっていないと・・・、SNSだとか、いろいろ誘客に努めているということでやっているんですけども、世間では、石原裕次郎館、美空ひばり館、鶴太郎館なんていうのがどんどん潰れているわけですよ。

うちの方としては、何も変わっていない。昔ながらの建物をただ維持しているだけ・・・。

いま頭の中に浮かんだのが・・・、例えば、中瀬邸で雑貨を売っていますよね。いま探そうかなと思ったが、何ページかわからなかったからあれなんですけれども、物があそこに並んでいて、若干の売上もありますけれども、よそから来たお客さん、なかなか買っていない、そんなに魅力がないんですよ。

ですから、役場の職員、私たちも含めてになりますけれども・・・、常葉だとか、静大とか、松崎の高校だとか、いろいろよそは名称が変わるだけなんですけれども、そういう人たちに、若い

人たちの感覚を取り入れたり、そういうのも必要だと思うんですよ。

私たちの年代、課長と年代は若干違いますけれども、そんなに代わり映えするようなあれではないと思うんですよ。

ですから、そういう点も考えながら、町民の・・・、小学校でも中学でもちょっと町の中をあなたたちはどういうイメージで・・・、ここは売れるような・・・、あなたたちが昼間来て、休みの時には顔を出せるような・・・、というのを考えたことはない・・・。

私たちももちろん考えたことはなかったと思うんですよ。

SNSだとかじゃなくて、やっぱり本当に新しい血を入れるとか、とんでもない発想、そういうことを取り入れなければ、今のまままた同じだと思いますよ。

町長、そこら辺をちょっと・・・、町長も一般人としていろいろ企業立ち上げなんかに関わってきたと思いますけれども、よそはやっぱりあちこち出ていて、見る機会も多くなっているのだと思いますけれども、その点はどのように感じているのか。これからやっていきたいと自分の意見があると思うんですけども、お願いします。

○町長（長嶋精一君） 藤井議員から質問がございましたが、私はこの施設について位置づけがこうだから、これは利益を出さなければいけない。これは多少いいだろうという考えを持っておりません。

やっているからには、少なくともマイナスではいけないと思っています。基本的には。

そして、わが方でも過去のことについて非常にうまく理由づけして、だからマイナスになった。今年もマイナス、来年もマイナスということをやってきたのではないかと・・・、要するに、もう何ら工夫をすることはなかったのではないかと私は思っています。

ずっとマイナスになっているということは、どこかで負担をしなければならないということですから、いま藤井議員がおっしゃったように、どうやってやるかということについてはまさに考えて・・・、私は考えております。

いまここでは言えませんが、必ずや数年経ったら儲かるというよりもプラスマイナスゼロという形にもっていきたいと思っています。

それには、松高生のアイディアとか、ほかの・・・、大学生というのはなかなか難しいかもしれません。地元の中学生だとか、そういった人たちの若いアイディア・・・、要するに、見る人の目線になって・・・、管理する方の目線じゃなくて、お客さんは何を欲しているかと・・・、プロダクトアウトじゃなくて、マーケットインの発想で私はやっていきたいと思っています。

したがいまして、この施設は指定管理を2年間だとか、前と同じ5年間と分けたんだけど、そういう形でプラスマイナスゼロのところにはもって行きたいと・・・、非常に慎重な考えですけども、プラスマイナスゼロにもっていきたいと思います。

そして、いま藤井議員がおっしゃったように、どうか議員の皆さんも「こうしたらいいんじゃないか」ということをこういう議場のうえで辛辣に言うんじゃないで、日頃から町に来て、役場に来て、こうしたらどうかというようなことを企画観光だとか、そういったことをぜひ話をしていただきたいと思います。

私どもは、その辺の門戸は開放していますから、いつでも開放していますから、アイデアがあったら、ぜひお願いしたいと思います。以上です。

○議長（土屋清武君） ほかに質疑はございませんか。

○5番（藤井 要君） 課長の答弁を聞きたい。

○企画観光課長（高橋良延君） ここ何十年何も変わっていないというような藤井議員のご指摘でありました。何も変わっていないというか、その施設・・・、松崎の施設を見ると、やっぱり松崎だけにしかない松崎らしさ、松崎の持ち味ということで申し上げましたけれども、そういった施設であるかなと思います。松崎だけにしかないそういった文化、そういったものを発信している施設・・・、ただ、そこが同じものがずっと置いてあったり、そういったことが、内容が本当に変わっていないんじゃないかということですので、そのところはやはり真摯に見直しをさせていただくなり、また、いま大学生の意見がありました。大学生もいま常葉ですとか、静大ですとか、町の方に入って来ています。

そういった若者の意見とか、アイデアとか、そういったものも伺うというのは、やはりそこは一つの手かなと思っています。

外から見たそういった思いといいますか、考え方、そういったものを我われは一切拒否しているわけではございませんので、いま、まさに松崎町にそういった関係がありますので、そういった若者との交流といいますか、そういったところはしていきたいと考えています。

いずれにしても、松崎らしさ、松崎の持ち味をいかにいかしていくかということで、内容についても今後考えてまいります。

○町長（長嶋精一君） 今の発言に加えまして、だから、今後変わっていいんじゃないかというスタートが着物の似合う、浴衣の似合うなまこ壁、そういうことを一歩踏み出したわけでございますので、これが定着化していくと、必ずや民間施設へ入って来る、入館してくださる人も

きっと増えていくのではないかと考えています。

○議長（土屋清武君） ほかに質疑はございませんか。

○3番（渡辺文彦君） ちょっと1点お伺いしたいと思います。

いま町のグリーンツーリズム事業というのは、主体はどこになっているのかということですね。ぼくは、このグリーンツーリズム事業が・・・、見ていったら、長八美術館とかに入っているわけですね。その事業の説明が・・・。

いま、ぼくの感覚というか、受け方は、グリーンツーリズム事業は観光協会に今年の予算で移されたように思っているわけですが、この辺はどうなっているのか、ちょっと説明を・・・。

○企画観光課長（高橋良延君） おっしゃるとおり、町のグリーンツーリズム推進事業は、平成30年度、今年度ですね。観光協会に委託をして、全体のグリーンツーリズムの推進を行っている・・・。

伊豆の長八美術館のところにそういった文言はありますが、伊豆の長八美術館自体の体験事業を展開しているわけですね。例えば、光る泥団子をやったり、饅絵体験をやったり、そういったことで一つのグリーンツーリズムのメニューという中で、伊豆の長八美術館では既に展開しておりますので、美術館独自でそういったグリーンツーリズムの事業をやっているということでの表記ということでご理解ください。

○3番（渡辺文彦君） それでは、町の予算として・・・、ちょっとはつきりよく覚えていないけれども、今年予算を組んだグリーンツーリズム事業は、観光協会に委託する分と長八美術館でやる分とに分けられているということですか。

○企画観光課長（高橋良延君） それは分けられておりません。

グリーンツーリズムの事業、それ一括の委託については観光協会で行っているという形になります。

○議長（土屋清武君） ほかに質疑はありませんか。

○3番（渡辺文彦君） 今度は、三聖苑の件についてちょっとお伺いしたいんですけども、この事業計画に今後の道の駅三聖苑に直売所をつくる経費も含まれた見積り、計画になっていますか。これは。

○企画観光課長（高橋良延君） こちらの収支計画書のところについては、来年度は整備工事でございますので、運営費用等については・・・、直売所についてはまだ運営費ということでの計

上はございません。しておりません。

- 3番（渡辺文彦君） 今後このところの事業に関しては、ちょっと先が見えないところもあるわけですが、この委託に関して5年間という委託の期間を設けているわけですが、ちょっとそういう意味では、ぼくは、委託期間が長いような感じがするんですけど、もう少し詰めた感じで考えた方がいいと思うんですけども、その辺の考え方はどうですか。

三聖苑の事業計画がはっきりした時点で、もう一回委託を考えるような・・・、言っている意味はわかりますか。

とりあえず、今の三聖苑の事業の形態がはっきりした段階で、そこで新たな三聖苑の委託を任せた方が、ぼくはいいんじゃないかという気持ちがあるので、とりあえず、5年間やっちゃおうと・・・、計画のちゃんと決まらない部分も含めて、次の・・・。

いま言っている・・・、ぼくが先に質問した部分は、その事業費の・・・、三聖苑の直売所にかかる経費がまだ・・・、今後入って来るわけじゃないですか。予定の中に・・・。おそらく運営費の中に・・・。

それが見えないまま、ぼくらの方としても、このまま5年間いよいよというわけにはなかなか言いづらいんじゃないかとぼく自身はそう思っているわけですよ。言っている意味はわかりますかね。

- 企画観光課長（高橋良延君） 三聖苑の直売所が今度新設されてという経費については、大きいところでは、平成32年度から年間の委託費とそれに伴う収入が当然ありますけれども、そういった予算が上げられてくるということでもあります。

当然32年度に管理運営費が増えるといいましても、31年度から既にもう運営の準備は必要なわけでありまして、当然振興公社の方で、そこをどうしていくかというのは、もうその前から考えていかなければなりません。

したがいまして、そこを何年に短くしてということじゃなくて、もう既に来年度は準備の中で始まっていくということだと思います。

ですから、そこを短くするというよりも、そこは5年という中で・・・、やはりその5年というのは、経営をしていく中ではそれくらいのスパン、5年という期間は必要であろうということと判断しております。

したがいまして、ここは、期間を短くというよりも5年という中で契約をしていただくとい



うことで判断させていただいたものでございます。

○議長（土屋清武君） ほかに質疑はありませんか。

○3番（渡辺文彦君） 説明は、わかったような、わからないようなところがあるわけですが、ぼくは素直に疑問符を持っているのは、いま、三聖苑ではやっぱり施設として赤字が出ているわけじゃないですか。運営費・・・その辺が改善されないまま、またここで直売所を抱えていくと、もっと先が見えないのかなという気がするわけですね。

ここで改善・・・今までの赤字がここで解消されたということであれば、5年間またお願いしますということは素直に言えるんだけど、いま、現状として、ずっと継続的に管理運営費が足りないということで、町から補てんしている状況の中で、更にここで・・・、更にすんなり5年間というのはちょっと厳しいのかなというのがぼくを感じなんですけれども・・・。

○企画観光課長（高橋良延君） まさにその、今の三聖苑の収支状態を改善したい、あるいは道の駅のあり方・・・、それをもっと機能を充実したいという中で、今回整備活用ということで上げたものでありますので、当然道の駅の想定収支案をお示ししましたけれども、当然施設の整備後については、黒字、利益が出るような形でお示ししておりますので、それが実現できるように全力を尽くしてまいりたいと思います。

○5番（藤井 要君） 62号議案になりますので、道の駅の関係ですけれども、これは、私は委員会に入っていて、若干その中でやらせてもらっておりますけれども、今度は振興公社に任せるということになるわけですが、これは、今までは直売所が入っていなかったわけですよ。今度新たに入るということになると・・・、この前の説明ですと、アルバイトなんかを入れて・・・、天城山房を入れて9名ですか。

だいたい直接的には直売所の方が3人位の予定でしたかね。そのようなことでやっておりますけれども、今の現状を見ますと、振興公社、これは新たに直売所の関係と・・・、ちょっと業種が違うもので、今の、そのまま誰かを雇ってやるようなことで運営していくつもりなのか。

例えば、農業振興会とか、そういう人たちが入り込んでやるのか、ちょっとそこら辺がまだ見えていないんですけど、どのようにこれは、振興公社の方では考えて、やりたいということをお願いしているのか。そこの説明をお願いします。

○企画観光課長（高橋良延君） 道の駅については、直売所が新設ということで新たにあるわけです。

当然その直売所の運営、天城山房の運営についても振興公社の中でそれはやっていただくこと

というのが、いま、大前提になります。

ですから、そこをほかの団体に任せてとか、どこかがテナントに入るといのは、今のところ考えはございませんので、振興公社でそこは全て道の駅の運営をしていただくという形になります。

- 5番（藤井 要君） もちろん振興公社の方とヒアリングもしたと思うわけですがけれども、課長はその中で、じゃあ、道の駅は違うところから入ってこなくても、現有プラス誰かを雇うことになるわけですがけれども、ヒアリングの中で、やっていけるという回答が出たということでもよろしいですね。

その回答をもって、うんとハンコを押したという・・・、自信というか、それを課長から、これなら大丈夫だろう、振興公社に任せてもと・・・、ちょっとこの5ページに書いてあるだけではちょっと読みにくいので、もう少し説明をお願いします。

- 企画観光課長（高橋良延君） 当然新たな施設ということでもありますので・・・、一般質問でもお答えしましたが、振興公社の経営としましては、ここに人材というのが一つの大きなキーポイントになると思いますけれども、人材をいかに・・・、いい人材をとということで、当然今後研修等・・・、先進施設の研修等を考えてまいります。

そういった中で、いろいろなスキルを学んでいただいて、それを新たな道の駅の直売所の経営にいかしてもらおうというようなことも考えておりますので、そこは振興公社の中で、その人材ですね。そこを活用して、育てて、そして、道の駅を適切に管理してもらいたと考えております。

そのところをどこにするかうんぬんという・・・、ほかの考え方というのは一つはあるのかもしれませんがけれども、一応、今の当面のところの考えとしては、振興公社の中で人材を活用しながら、そこをやってもらうということでございます。

- 統括課長（高木和彦君） 町長は、いま振興公の40数人いますけれども、やはり適性なんかをみて、いろいろ配置換えなんかも考えています。その中で、もちろん向き不向きもありますけれども、ここの道の駅を開設した時には、職員がどれだけ働くかということが非常に大きなカギになりますので、必要があれば、外部の研修を入れてでも接客とかに優れた職員が育成できるように努力していきたいと思っております。

- 5番（藤井 要君） そういうことでやってもらうのはもちろんのことですね。これは、契約書が・・・、ずっと見ていないですけども、前に見た契約書の中ですと、最長5年間の中

で・・・、例えば、1年目に不祥事があつたりとか、もうこれじゃあ任せられないというふうになった時には、もちろん継続は・・・、もうこれでストップですよという条項が入っているわけですね。これはね。

そういうのも・・・、もしそういうことになったら、これは、町長、決断でやりますよね。もうこれは来年ここに任せてもしょうがないと・・・、これは部分的にでも・・・、例えば。

(長嶋町長「振興公社・・・」と呼ぶ)

○5番(藤井 要君) 振興公社の中で、この・・・、例えば、道の駅、直売所の関係・・・、これであと1年やったらぐずぐずにしちゃって、どうしようもないなといった時には、この一部分だけでも・・・、それくらいの決断をもって、町長はやりますよね。ということを確認したいということですよ。

最終的な・・・、第何条かはわかりませんが、5年間のあいだで、不祥事じゃないですけども、そういう事件があつて、そういう時には、もう継続はしないという条項があるわけですので、それを・・・、確認だけ・・・。

○企画観光課長(高橋良延君) 当然それは、条例に謳われておりまして、松崎町公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例の第10条において、指定の取り消しという規定がございます。

これは、ただ、指定管理者の責めに期すべき事由という前段があるわけですが、指定管理者の責めに期すべき事由により管理を継続することが適当でないと認める場合は、指定の取り消しをすることができるという条項があるわけです。

そのところの適用ということになるわけですが、これはその責めに期すべき事由という個別の判断ということが求められてくるのかなと思います。

○議長(土屋清武君) ほかに質疑はございませんか。

○3番(渡辺文彦君) 三聖苑の件に関してもう一度お伺いしたいんですけども、道の駅パーク構想の基本計画の中で、管理運営に関して4パターンが提案されて、4方式を検討すると書かれていまして、そこにいくつか・・・、直営とか第三セクターとか、指定管理、PHIと書かれているわけですが、最終的に指定管理に至った経緯を説明していただきたいと思いません。

○企画観光課長(高橋良延君) 計画書の中に4つの形態ということでありまして、自治体直営、第三セクター、指定管理者、PFIという4方式ということでありまして、道の駅について

は、既に道の駅を包括している指定管理者である松崎町振興公社がごございますので、ここに新たな直売所を加えますけれども、引き続き松崎町振興公社が指定管理者として管理運営をすることが適当であると判断したものでございます。

○3番（渡辺文彦君） そうすると、ここで運営形態を検討する・・・、4つを挙げてあるんだけど、最初からもう指定管理者として振興公社に委託する方向で考えていたということになるんじゃないかと思うわけですが、そうすると・・・、こういう計画書を作った時に、こういう方向性を考えていますと提案した以上は、やっぱりそこに対する議論がないと・・・、最初からこんなところのページを付ける必要はなかったんだと、ぼくは思うわけだけでも、その辺はどうなんですかね。

ここまでのいろんな細かい資料を付けている、これの経費もかかっているわけでしょうけれども、今後の管理運営に関して、こういう提言がされたということは、やっぱり何らかの根拠があったと思うんだけど、それが、最初から指定管理者の・・・、振興公社の委託ということでクリアされているなら、その項目を付ける必要はなかったと思うんだけど、これを敢えて付けている理由は何でしょうか。

○企画観光課長（高橋良延君） この計画書について、具体的にもう振興公社、指定管理者ありきという形で明記することはどうかなということで考えました。

ここで、管理運営方式を挙げたのは、やはりこういった管理運営がありますという・・・、それを皆さんにまずご提示をするというようなことでもありますので、それぞれ管理運営にはこういったいろいろな方式があります。

だけど、最終的に、町としては、指定管理者として松崎町振興公社に・・・本日、議案として指定管理者の指定について上げさせていただいたということですので、ここで具体的にそこで文言をとということではできないかなということで考えました。

○3番（渡辺文彦君） 仮に、振興公社なり・・・、指定管理が決まって、事業運営をやっていく場合、やっぱり・・・、ぼくは、昨日一般質問で触れさせていただいたんだけど、ここの事業がうまくいくか、いかないかのカギは・・・、地域の住民の協力がうんと必要だと思うわけです。

そういう中で、振興公社に委託した時に、住民との関わりはどのような形で維持されて・・・、環境をどのような形を取っていくのか、その辺の考え方を伺いたい。

○企画観光課長（高橋良延君） 当然運営していく中では、地域住民の協力の場ということは出

てくると思います。

当然直売所についても、出荷者との繋がりとか、連携というのも出てきますし、そういった中で、その場で話し合いの場は持たれるということになると思いますので、まるっきり振興公社だから、地域住民と離れた・・・、まるっきりそういった話し合いの場は持たれないでやるかといったら、そうではなくて、やはり地元の方あるいは出荷者、そういった生産者との連携は当然必要不可欠であると思います。

○議長（土屋清武君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土屋清武君） 質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土屋清武君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

はじめに、議案第59号 公の施設の指定管理者の指定について（伊豆の長八美術館）の討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

○1番（深澤 守君） 私は、この59号議案、伊豆の長八美術館の指定管理について反対いたします。

なぜなら、私は、この松崎町振興公社が担っている事業は、松崎の観光の重要な根幹を成すものだと思っています。

しかし、先ほどから説明を聞いていますと、これからやりますとか、検討しますというような話が大変多いように思われ、これから運営していくにあたっての具体的な策とか、そういうものがないように思われます。

ですから、いま、議決を採るのは時期尚早ではないかと思っています。もう少し具体的な内容、運営方針を定めてから、3月の議会に上げていただく方がベストだと思いますので、この案については反対いたします。

○議長（土屋清武君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土屋清武君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第59号 公の施設の指定管理者の指定について（伊豆の長八美術館）の件を  
挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（土屋清武君） 挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第60号 公の施設の指定管理者の指定について（松崎町営民芸館）の討論に入  
ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

○1番（深澤 守君） 59号議案と同じ理由により第60号議案について反対いたします。

○議長（土屋清武君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土屋清武君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第60号 公の施設の指定管理者の指定について（松崎町営民芸館）の件を挙  
手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（土屋清武君） 挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第61号 公の施設の指定管理者の指定について（松崎町営明治商家中瀬邸）の  
討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

○1番（深澤 守君） 59号議案の反対理由と同じ理由で61号議案に反対いたします。

○議長（土屋清武君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（土屋清武君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第61号 公の施設の指定管理者の指定について（松崎町営明治商家中瀬邸）の件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（土屋清武君） 挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第62号 公の施設の指定管理者の指定について（松崎町営道の駅花の三聖苑伊豆松崎）の討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

○1番（深澤 守君） 59号議案の反対理由と同じで、62号議案について反対いたします。

○議長（土屋清武君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土屋清武君） 賛成討論なしと認めます。

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

○3番（渡辺文彦君） 今回の花の三聖苑に関しては、直売所の問題が入ってしまっていて、この直売所に対しての先行きがちょっとまだ不透明で、町民の多くの方の合意が得られていないような感じがしています。その辺で、ちょっとここを5年間の指定管理ということに対しては、やっぱり疑問符が付きますので、とりあえず、この指定に関しては、ぼくとしては反対しなければならないということでもあります。

○議長（土屋清武君） まだ反対討論はありますか。

（発言する者なし）

○議長（土屋清武君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（土屋清武君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第62号 公の施設の指定管理者の指定について（松崎町営道の駅花の三聖苑伊豆松崎）の件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手少数）

○議長（土屋清武君） 挙手少数であります。

よって、本案は否決されました。

次に、議案第63号 公の施設の指定管理者の指定について（松崎町農村環境改善センター）の討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（土屋清武君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（土屋清武君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第63号 公の施設の指定管理者の指定について（松崎町農村環境改善センター）の件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（土屋清武君） 挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第64号 公の施設の指定管理者の指定について（重要文化財岩科学校）の討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

○1番（深澤 守君） 59号議案と同じ理由により64号議案に反対いたします。

○議長（土屋清武君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（土屋清武君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第64号 公の施設の指定管理者の指定について（重要文化財岩科学校）の件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）



○議長（土屋清武君） 挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第65号 公の施設の指定管理者の指定について（松崎町総合福祉センター）の  
討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（土屋清武君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（土屋清武君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第65号 公の施設の指定管理者の指定について（松崎町総合福祉センター）  
の件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（土屋清武君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

（午後 1時46分）

---